

ストップ！過労死全国ニュース

第15号 2024年1月27日発行



発行：過労死等防止対策推進全国センター HP：<http://www.stopkaroshi.net/>

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-27-17

ICNビル 2階 川人法律事務所内

TEL:03-3813-6909 FAX:03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満 4-4-18

梅ヶ枝中央ビル 7階 いわき総合法律事務所内

TEL:06-6364-3300 FAX:06-6364-3366

【巻頭挨拶】ハラスメントの時代

ー宝塚歌劇団女性の死はなぜ発生したのかー

過労死防止等対策推進全国センター
過労死弁護団全国連絡会議

代表幹事
代表幹事 川人 博

2023年9月30日、宝塚歌劇団入団7年目の25歳の女性（被災者）が死亡した。死亡原因は、長時間労働のため極度の睡眠不足に陥っていたこと、ならびに、上級生等によるパワハラで精神的ストレスが極限に達したことの2つである。

劇団は、5つの組に分かれて公演・稽古を行っているが、彼女は、宙（そら）組に属していた。劇団理事会は、宝塚音楽学校（2年間）を卒業した毎期約40名の生徒を各組に約8人ずつ配属し、入団7年目が「長の期」と呼ばれ、下級生のまとめ役となるシステムをとっている。宙組では、本来8名いるはずの入団7年目生が、退団等の事情により、2023年8月にはわずか2名しか残っていなかった。被災者は、「長の期」の長という下級生の総責任者の立場にあったが、同期生がほかに一人しかおらず、上級生幹部や演出家などからの膨大な指示を受け、下級生約45人に徹底させなければならなかった。9月29日から始まる本公演へ向け、8月16日から稽古が始まり、自分自身の役の稽古に加えて、諸々の上級生からの指示を下級生に伝えなければならず、加えて、新人公演（本公演の最中に1日行われる）の準備を演出家とともに進めなければならなかった。上級生幹部は、コロナ中には行っていなかった様々な慣例を復活させたため、被災者の業務は、到底一人では達成できない状況にあった。死亡前一ヶ月間を調査分析すると、睡眠時間は、一日3時間程度しかとれず、休日は実質的にゼロで、時間外労働が月200時間を大幅に超す過重な労働実態だった。

ところが、上級生幹部らが、下級生が上級生の思いどおりに動かないと、「下級生の失敗はすべてあなたのせいや」と責任を被災者に押し付け、厳しく叱責を繰り返した。特に9月下旬には、連日執拗な叱責を行い、こうした中で被災者は疲弊し、心身の健康を損なった結果、本公演1日目を終えた翌朝、マンションから投身して亡くなった。

宝塚歌劇団は、大正時代に創立され、女性のみで構成する世界的にもよく知られた芸術集団である。女性を中心に熱烈なファンが全国的に存在し、その舞台を観ることを人生の喜びとしている人々も少な



くない。このような劇団の光の部分、実は、その組織における異常な過重労働とハラスメントという影の部分で成り立っていることが、今回の死亡事件を通じて、次々と明るみになっている。

劇団は、独自の法人ではなく、阪急電鉄株式会社の一部門であり、阪急阪神グループ（阪急グループに阪神グループが事実上吸収されたもの）のエンタテインメント事業を担っている。阪急阪神グループは、とくに 10 数年前から、劇団の公演日数を増やし続け、その結果、劇団員の休日は、年間を通じて数えるほどになってしまった。他方、2018 年度阪急阪神ホールディングス株式会社の有価証券報告書によれば 340 億円を超える営業収益を、2020 年度有価証券報告書によれば 344 億円を超える営業収益を、2022 年度有価証券報告書によれば、コロナ禍にもかかわらず、333 億を超える営業収益を、ステージ事業（宝塚歌劇団による歌劇事業）で稼いでいる。端的に言えば、阪急阪神グループのあくなき利潤追求の犠牲となって、20 歳代の若者が、わずかな賃金で働き続け、疲弊しているのである。音楽学校を卒業後劇団に入団してから 5 年間は、雇用契約となっているが、残業代は、ごくわずかししか支払われていない。被災者の場合、入団 5 年目で月額手取り収入が約 10 万～14 万円程度であり、衣装代・化粧品代等、自己負担持ち出しのものが多く、実質的には赤字になる月も度々あった。入団 6 年目からは、委託契約の形式に転換されているが、実態は、使用従属性が明白な労働契約であり、低賃金構造は変わらず継続した。

劇団員の死亡を契機にして、阪急阪神グループの劇団経営のあり方が鋭く問われており、事業継続のためには、抜本的な職場改革が不可欠となっている。

そして、ジャニーズ事件に続き、改めて、わが国のエンタテインメント業界における働く者の人権を確立し、いのちと健康を守る活動の重要性が浮き彫りになっている。

今年秋には、過労死防止法施行満 10 年を迎えます。すべての分野で過労死・ハラスメントをなくす活動を旺盛に進めていきましょう。

目次

過労死等防止対策の推進について	4
厚生労働省労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長） 黒澤 朗	
2023 年 過労死遺児交流会ご報告	5
全国過労死を考える家族の会 遺児交流会担当 渡辺 しのぶ	
全国過労死を考える家族の会の伝統行事 第 36 回統一行動をおこないました	6
全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子	
神奈川県過労死等を考える家族の会からの報告	7
神奈川県過労死等を考える家族の会 代表世話人 工藤 祥子	
四国の家族の会の活動について	8
四国過労死等を考える家族の会 代表 久保 直純	
過労死弁護団の 2023 年活動報告	8
過労死弁護団全国連絡会議 幹事長 玉木 一成	
精神障害の認定基準の改定について	10
弁護士 岩井 羊一	
メリット制についての取組み	10
弁護士 山岡 遥平	
2023 年 9 月に全国大会を東京で開催しました——過労死防止学会からの報告	11
過労死防止学会 前代表幹事 黒田 兼一	
■ 特集 1 各地の過労死防止シンポジウム	13
【① 中央】過労死防止啓発シンポジウム 東京中央会場（11 月 8 日）の報告	13
弁護士（東京） 玉木 一成	
【② 北海道】北海道会場の報告	14
弁護士（北海道） 皆川 洋美	

【③ 宮城】 宮城会場の報告	15
働くもののいのちと健康を守る宮城県センター 事務局長 遠藤 利美	
【④ 岐阜】 2023 年度過労死等防止対策推進シンポジウムの報告～産業医の「勧告権」を活用しよう！～	15
岐阜過労死をなくす会 理事 坂 至正	
【⑤ 三重】 三重会場の報告	16
弁護士（三重） 小貫 陽介	
【⑥ 京都】 2023 年過労死等防止対策推進シンポジウム 京都会場報告.....	17
過労死防止京都連絡会 事務局担当（いの健京都センター 事務局長） 岩橋 祐治	
【⑦ 岡山】 救えたかもと悔やんでも、戻ってこない 過労自死した青年の遺族の訴え 岡山シンポ	18
働くもののいのちと健康を守る岡山県センター 事務局長 藤田 弘起	
【⑧ 広島】 広島会場の報告	19
弁護士（広島） 松岡 幸輝	
【⑨ 香川】 過労死等防止対策シンポジウム（香川県） 報告	21
弁護士（香川） 藤本 隆英	
■ 特集 2 広がる過労死防止啓発授業.....	23
【① 北海道】 過労死等防止に関する啓発授業の実践報告	23
北海学園大学経済学部 教授 川村 雅則	
【② 北海道】 過労死防止啓発授業のご報告	24
北海学園大学経済学部 教員 水野谷 武志	
【③ 新潟】 過労死防止啓発事業のご報告	25
公務災害パワハラ自死事件遺族 M	
【④ 新潟】 過労死防止啓発授業（新潟県立加茂高校）	25
弁護士（新潟） 金子 修	
【⑤ 埼玉】 過労死等防止啓発授業を経験して～看護学生に伝えたかったこと	26
弁護士（埼玉） 金子 直樹	
【⑥ 愛知】 過労死防止啓発授業を終えて	27
名古屋過労死を考える家族の会 内野 博子	
【⑦ 神奈川】 平塚湘風高校での啓発授業	28
弁護士（神奈川） 青柳 拓真	
【⑧ 大阪】 過労死防止啓発授業を実施しました	28
弁護士（大阪） 川村 遼平	
【⑨ 福岡】 初めての啓発授業	29
福岡過労死を考える家族の会 井上 美智子	
【⑩ 福岡】 労働者の権利学習を中心とした授業の実施	29
弁護士（福岡） 梶原 恒夫	
編集後記	30

過労死等防止対策の推進について

厚生労働省労働基準局総務課長(過労死等防止対策推進室長) 黒澤 朗



黒澤課長

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より過労死等の防止に向けて精力的にご活動されていることに、深く敬意を表します。

2023 年 8 月 15 日付けで厚生労働省労働基準局総務課長・過労死等防止対策推進室長に着任いたしました。今後とも、皆様とともに、過労死等防止に向けて全力を挙げて取り組む所存ですので、よろしく願いいたします。

さて、過労死等により亡くなられた多くの方々の無念の思いと悲劇を二度と繰り返してはならないというご遺族の皆様の高い思いを受けて制定された過労死等防止対策推進法は、施行から 9 年が経過しました。

2023 年 10 月には、8 回目となる「令和 5 年版過労死等防止対策白書」が閣議決定の上、国会報告されました。白書では、睡眠時間に関する調査分析のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱(令和 3 年 7 月 30 日閣議決定)」に基づき、メディア業界、教職員、芸術・芸能分野の調査分析結果について報告しております。白書においては、過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議を始め、企業や民間団体における取組などをコラム形式で紹介させていただきました。皆様には原稿の執筆など、ご協力いただきましたことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今後とも、白書を通じて、国民の皆様が過労死等

の防止の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、働き方を見直すきっかけとして役立てていただくことができるよう、関係省庁や労使団体、関係団体等と連携を図りながら、周知・啓発等に取り組んでまいります。

厚生労働省では、毎年 11 月の「過労死等防止啓発月間」のキーフレーズとして、働くことで心身の健康を損ねることのない社会を全ての国民の皆様と共有するという思いを込めて、今年も「しごとより、いのち。」を使用しました。このフレーズを用いたポスターを全国の労働局や自治体、各地の主要駅等で掲示するとともに、高速道路 SA・PA や大手建設現場のデジタルサイネージへの掲出などを行いました。一人でも多くの方に伝わる機会になればと考えております。

また、本月間を中心に全国 47 都道府県 48 会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しました。過労死等を防止することの重要性について国民の皆様に関心や理解を深める重要な機会となるものと考えております。

このほか、過労死等防止を啓発するため、中学、高等学校等へ年間を通じて講師派遣を行っています。本事業の周知に当たっては、文部科学省と連携し、都道府県教育委員会等を対象とした各教科等教育課程研究協議会で資料を配布したほか、各教育委員会へメールにて案内を行いました。現在、年度の途中ではありますが、予定回数を上回る申し込みがあったところです。今年度、家族の会の皆様や弁護団の先生方による講義を収録した DVD を作成し、遠隔地や日程の都合がつかない学校でも講義を受けられるよう体制を整えています。来年度も、より多くの学生や生徒に本授業を受講いただけるよう努めてまいります。

さらに、2023 年 7 月 29 日から 30 日にかけて、全国過労死を考える家族の会の皆様にご参画、ご協力いただき「過労死遺児交流会」を開催し、各種体験やワークショップが好評を博しました。また、2023 年度からの取組として、遺児等の健全な成長をサポートするため、オンライン相談室を開設し、子供たちやその保護者が抱える悩み等について専門スタッフが相談をお受けしています。こ

の交流会や相談室が、参加された子供たちや保護者の皆様にとって悩みや不安を和らげる機会となれば幸いです。

これらの事業は、来年度も継続して実施し、より充実した取組となるよう進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

過労死等防止対策推進全国センターの今後の益々のご発展を祈念申し上げますとともに、今後とも皆様との連携を密にしながら、働くことで心身の健康を損ねることのない社会づくりに向け一層の取組を進めていく決意を申し上げ、私の挨拶といたします。

2023年 過労死遺児交流会ご報告

全国過労死を考える家族の会 遺児交流会担当 渡辺 しのぶ

2023年7月30日、琵琶湖で過労死遺児交流会が行われました。今年はようやくコロナ感染者数やPCR検査結果を心配しなくてよくなり、皆さん晴れ晴れした顔で集まることが出来ました。初日の夕ご飯時は、食べ始めこそ、子どもたちは自分の家族の席でおとなしくしていましたが、徐々に席を離れ、友達を探し、去年お世話をしてもらったお兄ちゃんを探し、席から席へ渡り歩いて盛り上がり、明日への期待を膨らませていました。翌日の午前中、大人は分かち合いの時間で自己紹介を兼ねて参加者がそれぞれ語りました。このような活動で大切なことは、強制的に自分のことを話すのではなく、自身のペースで話したい事を話し、それを聞いた人はたとえ自分の意見と異なっても聞いてあげ、そして質問はしない、ということです。初めての参加者は何を話したらいいのか、色々を聞かれるのではないかと不安を抱えている場合もあります。今年は分かち合いの前に心理士さんから、この場は参加者の方々が協力して安心、安全な空間にしていましよう、という説明があり、初参加の方も安心してお話できたと思います。

子どもたちは小学生以下とそれ以上に分かれて活動をしました。小学生以下はスクールカウンセラーさんのリードのもと、ストレスで怒ったりイライラしたりする時のことや、それを発散する方法について、考えを述べていました。でも、難しいことはなく、遊んでいるような感覚で大騒ぎしながら活動を楽しんでいました。小さいころからストレスについて意識するのは大切なことです。中学生以上は自分について知る、ということで簡単な質問について考えながら絵をかき、それが心理的にはどのような意味があるのかを心理の先生の解説で確認していました。お昼には子ど

もたち、お母さんたちが合流してバーベキューを楽しみました。湖畔の開放的な施設で湖の風に吹かれながらたくさん食べた子どもたちは、焚火でマシュマロを焼いたり、火おこしに挑戦したり、火種となるはっぱを集めてきたりしていました。

午後には子ども達はカヌーチーム・クラフトチーム・比叡山トレッキングチームに分かれて出発し、それぞれの活動を満喫していました。



焼きマシュマロと比叡山トレッキングの様子

琵琶湖カヌーチームは、釣りをしたり、プランクトンを採取したりして琵琶湖の生態系を調べる活動も行い、環境について学習しました。



カヌーや釣りを楽しむ子どもたち

お母さんたちは、最近の過労死情勢について説明を受け、片親で家計を回していくための公的支援について学習した後は、子どもの発達や、子育て

てについてグループで意見を交わし、最後に皆さんで共有する時間を持ちました。例年、このような活動に並行してお母さんたちの個別心理相談を行っています。今回は子どもの個別相談も受け付けたところ、多くの希望者がありました。子どもの時に、困ったことや悩みがあったら相談したり、助けを求める、という体験をすることは、大人になってから悩みを一人で抱え込まずに解決する力をつけることにつながります。この機会を有意義に利用して欲しいと思います。クローズングセレモニーでは、子どもたちにアクティビティの感想をそれぞれ述べてもらいました。小学校一年生は一年生なりに感想を一生懸命お話してくれて、聞いていた皆さんの心がほんわりしまし

た。夜は大騒ぎの花火とスイカ割という、夏休み定番行事で大いに盛り上がり、参加した子どもたちは楽しい夏の思い出をいっぱいつくってイベントは終了しました。

子どもが多様な生きづらさを抱える現代で、肉親の過労死を体験した子どもたちはさらに他の子にはわからない気持ちを抱えています。こども家庭庁の政策の柱の一つに「子どもの居場所づくり」があります。ストレスや自己について考えること、楽しい時間を共有することで、過労死によって困難を抱えた子どもたちが、この会では自分のままでいられる居場所の一つになるように願っています。

全国過労死を考える家族の会の伝統行事

第 36 回統一行動をおこないました

全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子

1 2023 年 11 月 8, 9 日に全国家族の会統一行動を行いました。一日目は東京中央シンポジウムに参加し、過労死問題の現状と対策を学びました。前半の最後に過労死家族の会の 5 名が体験談を語りました。勤務医 (26 歳)、機械設計 (34 歳)、電力会社 (26 歳) 勤務だった息子さんを亡くされた 3 名の母親と、教員 (42 歳)、電機メーカー (45 歳) 勤務だった夫を亡くし、ひとり親で幼い子供を育てた 2 名の妻が辛い体験を語られました。業種は違っても、その背景には長時間労働と重い責任、ハラスメントによる過重労働などがあります。これらを原因として尊い命が奪われました。

遺族から、「息子は死をもって問題提起した」、「異常な働き方が日常でした」、「過労死は人災、人が命を奪う」、涙ながらに訴えた遺族の言葉は聴く人の心に奥深く響いたと思います。

二日目の午前、第 36 回目の要請行動を行いました。厚生労働省要請は、玉木弁護士、梶山弁護士と議員連盟から泉議員に参加いただき、地方公務員災害補償基金本部要請は、松丸弁護士、平本弁護士、青柳弁護士と議員連盟から大西議員に参加いただきました。いずれも過労死弁護士団と過労死家族の会の団体要請と個別案件の早期認定を求めて要請しました。



要請行動の様子

終了後、厚生労働省前にて、色部氏 (いのちと健康を守る東京センター) の協力を得て街頭宣伝行動を行いました。玉木弁護士から要請報告、要請者 4 名の訴えをいただき、最後に寺西が訴えました。



厚労省前宣伝行動の様子

午後から全国家族の会定期総会・交流会を行い 17 時終了しました。創成期からの伝統行事はコロナ期にも絶やさず無事に開催することができました。

2 2022 年からの課題、労災認定の取消し訴訟を可能にした東京高裁不当判決について、2023 年当該弁護団から最高裁への取組みとして、過労死家族の会へ「上申書または陳述書」の取組みの要請があり、43 名の会員から「上申書」を提出しました。内容について、自身の経歴、労災認定の経過、

事業主が労災認定の取消し訴訟を認めた東京判決について、最高裁判所に伝えたいことなどを示したものです。

東京高裁不当判決が確定すると労災保険制度を揺るがし過労死防止に弊害が生じることになります。なんとしても覆さなければなりません。高裁判決を破棄させ、「絶対に勝つ」。これしかありません。全国家族の会としても遺族の立場でもに頑張ります！

神奈川過労死等を考える家族の会からの報告

神奈川過労死等を考える家族の会 代表世話人 工藤 祥子

神奈川過労死等を考える家族の会は 2023 年 5 月 25 日に 7 回目の総会を迎えました。

家族の会の結成の 2 年ほど前より、神奈川過労死対策弁護団、神奈川の労働組合の皆さまと、設立に向けてどうしていったら良いかという話し合いと、被災者交流会を重ねてきての設立でした。そのため皆さんの結束も強く、7 回目を迎えた総会でも、被災者である家族の会の会員さんに加えて、弁護団や労働組合の皆さまも多数ご出席頂いてご支援を頂いています。そして 11 月のシンポジウムの開催や啓発授業なども二人三脚で行っています。

発足当初は会員さんの数も一桁で、配偶者を過労死で亡くされた方が多かったのですが、現在は会員数も 20 名ほどになり、お子さんを亡くした方が大変多くなりました。とても悲しい現実でもあります。

神奈川は大きな企業が多いこともあり、地方から神奈川に就職して被災した方もおられたり、神奈川は公務災害の経験者も多いことから、教員や地方公務員の被災者の方が多く、神奈川の特徴でもあります。

コロナ前は会員同士の交流会を、レンタルルームを借りて話をしたり、時には料理を作って皆さんで食事をしたり、横浜の景色が見える場所で会

食をするなどしていましたが、コロナの影響で、対面で会う機会もずいぶん減りました。そのような中で、Zoom を使い、コロナ禍でも 2~3 ヶ月に 1 回は交流会を行い、いつも多くの人にご参加頂きました。神奈川で被災をして地方に住んでおられる方とは Zoom だからこそ繋がれて良い機会でしたが、Zoom の環境が取れない方もいらっしゃるなど、交流会も持ち方を色々考えた時期でもありました。コロナ後には対面と Zoom のハイブリッドで行うなど、会員の皆さまと繋がる工夫を続けています。また、総会時やシンポジウムの後は、会員の皆さまと弁護団や労働組合の皆さまとの交流会も行うなど、さまざまな形で少しでも多くの方に相談をする機会を設けています。

神奈川では現在係争中の方が多く、傍聴支援も続けています。明らかに過労死であるはずなのに、なかなか認定に至らないもどかしさや怒りを抱えておりますが、同じ境遇の仲間が傍聴を続け、支援をしていくことが大切であると、会員の皆さまが多く集まって応援を続けています。今後も、神奈川では会員同士の繋がり、弁護団や労働組合の皆さまとの繋がりを大切に進みたいと思います。

四国の家族の会の活動について

四国過労死等を考える家族の会 代表 久保 直純

四国過労死等を考える家族の会では、主に、大学における啓発授業を行っています。

・松山大学 前期・後期の 2 回

小田巻先生（転任）から北井先生へと受け継がれています。毎回 200 名を超える受講生になっています。受講学生も 2 回生～4 回生と幅広く、コロナ禍においては WEB での授業を続けて頂きました。

・高知大学 後期の 1 回

中川先生による 2 コマでの授業です。電通事件の高橋さんとのコンビで、母の立場、父の立場での話をさせて頂いています。持ち時間が長く、より多くの話をすることができており、受講生からの質疑応答の時間も取れ、より効果のある授業となっています。

・愛媛大学 後期の過労死シンポとの連携で 1 回（開催の年による）

長井先生によるシンポとの連携により、社会人と学生とのコラボ参加です。プログラムとしても、遺族発言を先に行い、その後、講演という形をとっており、より一層、会場での臨場感が得られています。

各大学での啓発授業も同様で、遺族発言を先に行うことにより受講生に過労死が身近であるというインパクトを与え、その後の講演で考える機会を与えています。

我々は、勝手に「愛媛方式」と命名しています。

四国の活動としては、上記のように、学生向けの啓発授業を行うことにより、社会に出る前に「過労死」がどこでも起こり得ることを、しっかりと認識してもらう事を一義としています。あまり、社会に出る前から、脅しのようなという意見も頂いたが、社会の現実を知らしめる事は、ひいては、受講する学生自身を守る事であると信じています。

また、就職にあたっての企業の選び方等のミニ情報も提供することにより、しっかりと自分自身で就職先を見極めれば、ブラック企業への道を踏む事も無くなると信じています。

2023 年度のシンポにおいては、教員の労働問題をテーマにし、清山先生に基調講演を頂き、その後、パネルディスカッションを行うという新しい形での開催となりました。

パネラーには、神奈川家族の会の工藤代表、地元の現役教員に加わって頂き、有意義な討論が出来たと思います。ただ、一つ残念な事は、シンポのテーマを決める打ち合わせの中で、「自分達の管轄外である、教員の労働問題は、テーマとしてふさわしくない」との発言があったことです。過労死問題は職種に関係なく幅広く考えるべきであるにも関わらず、このような考えを持っている関係者がいることは、非常に残念でした。

過労死弁護団の 2023 年活動報告

過労死弁護団全国連絡会議 幹事長 玉木 一成

1 過労死の労災補償の状況

2023 年 6 月 30 日、厚生労働省は、令和 4 年度の過労性疾患の労災認定状況を公表した。

それによれば、脳・心臓疾患の新規申請数が 803 件、精神疾患の新規申請数が 2683 件で、前年度に比べいづれも申請が増加しているが、精神疾患は前年度に比して約 340 件近い大幅増加である。また、同年度の脳・心臓疾患の労災認定件数は 194

件（認定率は 38.1%）、精神疾患の労災認定件数は 710 件（認定率 35.8%）となっている。

これらの統計から、①引き続き業務上の疾患が多数発生しており、精神疾患の申請件数が増加していること、②脳・心臓疾患の労災認定数が若干増加しているが、労災認定基準改定の影響は限定的であること③精神疾患の認定理由としてハラ・セクハラ（パワハラとセクハラ）の比重が高いこと

で全認定件数の約 3 割を占めている) が示されている。

2 脳・心臓疾患の労災認定について

脳・心臓疾患の労災認定基準が 2021 年 9 月に改定されてから、2022 年度は改定労災認定基準が 1 年間適用されることになった。2022 年度の労災補償状況では、労災申請件数は増加したが、認定件数は減少し、認定率は増加した。

評価期間 1 か月で認定された件数が 100 時間未満 80 時間以上で 7 件→15 件、80 時間未満 60 時間以上で 4 件→4 件となっている。しかし、評価期間 2~6 か月で認定された件数が 80 時間未満 60 時間以上で、25 件→45 件と増加しているが、80 時間以上 100 時間未満での認定件数は 56 件から 34 件に減少している。

令和 4 年度の労災補償状況では若干の認定件数の増加が認められるが、認定基準改定による補償の拡大より、労働時間の過少認定による深刻な影響が上回っていると評価される。発症前 6 か月間の 1 か月あたり 80 時間以上の労災認定が減少したのは労働時間の過少認定の影響と推測され、80 時間未満で認定した事案は、その一部を労災認定したにすぎない。認定基準が適切に運用されるためには、労働時間を適正に認定することが不可欠であり、この点での改善が強く求められる。

3 精神疾患の労災認定基準の改定について

精神疾患の新認定基準が 2023 年 9 月 1 日に改定された過労死弁護団全国連絡会議としては、新認定基準の内容はいくつかの点について改善された内容を含んでいるが、医学的・科学的知見や判例等に照らしても、また、切実な被害者救済や職場改善の観点からみても、今回改善されずに終わってしまった部分が多い。

改善された点の一つとして、発病後、精神障害が悪化した場合について悪化前おおむね 6 か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」によって「精神障害が自然的経過を超えて著しく悪化したものと精神医学的

に判断されるとき」には、悪化した部分について業務起因性を認めるとしたこと、パワーハラスメントについて、6 類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことを明記したことなどは評価できる。

改善された内容を十分に学習し活用し、労災認定による救済の範囲を拡大するとともに、当弁護団は、引き続き必要な改正を求めていくものである。

4 東京高等裁判所 2022 年 11 月 29 日判決について

2022 年 11 月 29 日、東京高等裁判所が、事業主に労災保険支給決定に対する取消訴訟の原告適格を認めず、訴えを却下した東京地裁判決を破棄し、事業主による原告適格があることを前提として、地裁に実体審理を行うために差し戻す判決を出した。

国と被災労働者は、上記判決に上告受理申立てをしたが、過労死弁護団としては、東京高裁判決を絶対に容認することはできないので、過労死を考える家族の会と協力し、その不当性を訴える過労死家族の陳述書等を最高裁判所に提出した。

過労死弁護団としては、前記東京高裁判決が確定することを絶対に許してはならないので、国民世論に訴える活動として、日本労働弁護団と共催にて、2024 年 1 月 30 日午後 1 時から 3 時まで、联合会館 205 会議室「メリット制の在り方を再考するシンポジウム」を開催する（労働弁護団公式チャンネルで配信予定）。

5 最後に、新聞などで「2024 年問題」と報道される労働時間上限規制の適用除外となっている業種、職種について、2024 年 4 月 1 日から上限規制が適用されることになる。関西万博の工事遅れなどにより特別に適用除外を撤廃しないなどの暴挙を許さないように一層の活動をしていく決意である。

精神障害の認定基準の改定について

弁護士 岩井 羊一

1 精神障害の労災認定基準の改定

2023 年 9 月 1 日、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（認定基準）が発出されました。精神障害の労災認定に関しては、1999 年に「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（判断指針）が発出されたのち、2011 年 12 月 26 日に「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（2011 年認定基準）が発出されていました。2020 年にパワーハラスメントに関する改正等がなされていますが、抜本的な改正は 12 年ぶりということになります。

認定基準は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

2 発病後増悪の要件が緩和

新しい認定基準で、大きく変わったのは発病後増悪の問題です。

今までの認定基準は、「別表 1 の特別な出来事があり、その後おおむね 6 か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合」にしか、「悪化した部分について業務起因性を認め」ていませんでした。

今回は、「特別な出来事がなくとも、」「悪化の前に業務による強い心理的負荷が認められる場合には、」悪化した部分について業務起因性を認める場合があるとされました。

3 一回でも「執拗」なパワハラ

また、パワーハラスメント等について一定の行為を「反復・継続するなどして執拗に受けた」場

合に強い心理的負荷を認めることになりました。「執拗」と評価される事案 について、「一般的にはある行動が何度も繰り返されている状況にある場合が多いが、たとえ一度の言動であっても、これが比較的長時間に及ぶものであって、行為態様も強烈で悪質性を有する等の状況がみられるときにも『執拗』と評価すべき場合があるとの趣旨である。」と認定基準に記載されました。

4 労働時間について

精神障害が認められる時間外労働の基準は長すぎると批判してきましたが、今回は、大きな改正はありませんでした。

5 カスハラの新項目が入りました

カスタマーハラスメントの項目が入りました。その理由について「社会情勢の変化等を踏まえ、業務による心理的負荷として感じられる出来事として新設された。」と新設の理由が説明されています。顧客や取引先、施設利用者等から、暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等の著しい迷惑行為を受けたことの心理的負荷を評価する項目です。

6 認定基準の運用

9 月 1 日から新しい認定基準で運用が始まります。すでに労基署で調査している事案も新しい認定基準で調査を行うことになります。審査請求、再審査請求も新しい認定基準で判断されることになります。

メリット制についての取組み

弁護士 山岡 遥平

労災のメリット制をきっかけとして労災の支給決定の取消訴訟を事業主（会社）が提起することについての取組みを継続して行っています。

この問題のきっかけとなったあんしん財団事件では、会社が取消訴訟を起こすほか、労災で休業している労働者に対して、労災をだまし取ったことによって会社に損害を与えたとして損害賠

償請求をしてきていました。この事件については、東京地裁において、2023 年 12 月 15 日、会社の請求を棄却する判決が出ており、労災をだまし取ったなどという主張は認められませんでした。

一方で、最高裁にかかっている、事業主による支給決定の取消訴訟の提起の適法性を高裁が認めた事件については、過労死家族の会の皆様のお力も借りて陳述書を提出していますが、まだ動き

はありません。高裁判決が出たのが2022年11月29日、上告理由書・上告申立理由書を提出したのが2023年2月のはじめですから、もう1年が経ちます。高裁判決に対しては、笠木映里教授や、太田匡彦教授が批判する評釈を書いており、太田教授は、高裁判決は破棄されるべきだ、とまで言っています。

こうした流れにあって、メリット制は一定の見直しを免れないといえましょう。メリット制を理由として会社が取消訴訟を起こすことの是非は別として、メリット制の存在によって、会社と労災の被災者が対立的な地位に置かれてしまい、迅速かつ簡便な補償という労災制度の趣旨を害してしまいます。また、メリット制によって、労災隠しが生じるのではないか、という懸念もあります。

しかも、メリット制によって労災がどれくらい防がれているか、という具体的なデータがないことも明らかになっています。

また、精神疾患や脳心臓疾患など、仮に業務上認定が得られなかったとしても、業務が発症の原因の重要なファクターになっている場合が多く、業務外になったから労災防止措置を講じていたことのメリットを受けてよい、という地盤があるかについても疑問がありうるようです。

こうした問題を改めて提起するため、過労死弁護士団と日本労働弁護士団が共催して、

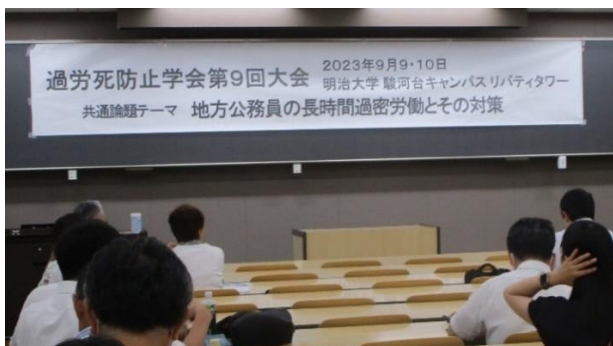
1月30日午後1時～ 連合会館 205 会議室

にて、メリット制の在り方を再考するシンポジウムを開きます。当日はYouTube 配信もある予定ですので、ぜひご参加ください。

2023年9月に全国大会を東京で開催しました ——過労死防止学会からの報告

過労死防止学会 前代表幹事 黒田 兼一

過労死防止学会は、2023年9月9日（土）、10日（日）の2日間、東京・明治大学の駿河台キャンパスで第9回目となる全国大会を開催しました。明治大学を開場にするのは本学会の結成大会（2015年）以来ですから、7年ぶりとなります。明治大学の早川佐知子氏（会員）の尽力によるが多く、4人のゼミ生たちが受付を手伝ってくれました。あいにく台風が接近していて心配ではありましたが、何とか成功裏に終わりました。



会場の様子

過労死等防止対策推進法が制定されたのは2014年ですから、昨年（2023年）で9年経ったわけですが、過労死が減少したのかを問えば、残念ながら、減少ではなく、むしろ増加傾向にありま

す。法律が出来て、様々なところで多様な取り組みがなされてはいるものの、遺憾ながらそれが成果に結びついていないと言わざるを得ません。さらに昨今は精神障害に関わるもの、若年層、そして公務員で増加していることなど、これまでとは様相を異にした傾向もみられます。またそれぞれの業界に特有な商慣行や業務慣行が長時間労働を惹起していることも見逃すわけにはいきません。全体を見渡しながら、惰性に流れることなく足元をしっかりと見直す必要があります。

そこで、第9回大会では、公務労働に焦点を絞って、共通論題を「地方公務員の長時間過密労働とその対策」として、地方自治体の職員の長時間・過重労働、ハラスメント等の実態と課題を議論しました。

森本正宏氏（自治労・前総合労働局長）は、「地方公務員の労働実態について」として、時間外労働を含む勤務実態と慢性的な人員不足、そして現場職員の意識等（アンケート調査）について報告されました。山口真美氏（弁護士・三多摩法律事務所）からは「地方公務員の長時間労働——労基法33条問題と特例業務」と題して、長時間労働の根拠となっている労基法や条例の見直しの必要性が論じられました。上林陽治氏（立教大学特任

教授)からの報告は「会計年度任用職員の公務災害補償——死んでからも非正規なのか」として、非正規の地方公務員の公務災害補償や労働安全衛生の仕組みの差別的な取り扱いについて、3つの事案を題材に論じるものでした。最後に、吉川徹氏(過労死等防止調査研究センター・統括研究員)からは、労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センターが2022年に公表した報告書「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」の概要が報告されました。特に、地方公務員の過労死等の原因として、脳・心臓疾患事案では長時間労働が大半を占めていること、精神疾患・自殺事案では「仕事時間の長さ」や「住民との公務上での関係」が多かったことが指摘されました。



共通論題の議論の様子

この共通論題とは別に、大会の初日には、2つの特別講演が行われました。一つは竹島正氏(川崎市総合リハビリテーション推進センター所長・自殺予防と自死遺族支援調査研究研修センター長)による「自殺予防・自死遺族支援からみた過労死・過労自殺」、もう一つは高崎真一氏(国際労働機関 ILO 駐日代表)による「世界の長時間労働の現状と『ビジネスと人権』の最新動向」でした。

普段はなかなか聞くことの出来ないそれぞれの専門家からの貴重な講演でした。

大会では両日も午前中に会員から自由なテーマでの報告し議論する分科会がもたれました。3会場に分かれて6つの分科会、18人が報告しました。詳細は省略せざるを得ませんが、「心臓・脳疾患による突然死などの医師意見書記載について」、「過労死発生の構造的分析」、「過労死防止と2024年問題」、「啓発授業の可能性と課題」、「コロナ禍後の客室乗務員の实態」、「医師の長時間労働問題」、「睡眠科学・医学・労働法学から考え直す労働時間規制」、「文化芸能従事者の過重労働」など実に多彩なものでした。

最後に、この大会期間中に会員総会を開催し、創設10年を目前にして学会役員を一新しました。会則規程(三選禁止)と役員若返りを企図したものです。研究者11名、医師3名、弁護士4名、家族3名、ジャーナリスト3名、労働組合関係2名、社会保険労務士2名の28名が新幹事として選出されました。新代表幹事は長井偉訓氏(愛媛大学名誉教授)が、副代表幹事には天笠崇氏(静岡社会健康医学大学院大学教授)と清山玲氏(茨城大学教授)が就任することになりました。この新しい体制でより斬新な学会運営が期待されるところです。

なお、今年の第10回大会は大阪経済大学で、まだ不確定ではありますが8月31日(土)9月1日(日)の予定で準備を進めています。具体的な詳細について決まりましたら、学会ホームページと会員の皆さんには郵送でもお知らせします。

■ 特集 1 各地の過労死防止シンポジウム

2023 年度も、全都道府県及び中央会場の計 48 会場で、過労死防止啓発シンポジウムが行われました。2020 年度はコロナ禍の影響で、2019 年度の 5753 人から 2052 人減の 3701 人でしたが、2021 年度はやや持ち直して 4423 人、2022 年度は 4502 人となりました。

2023 年度は 2022 年度より 13 人減の 4489 人でした。

本号では、①中央会場、②北海道会場、③宮城会場、④岐阜会場、⑤三重会場、⑥京都会場、⑦岡山会場、⑧広島会場、⑨香川会場の報告を掲載するとともに、全国の最終結果を 23 ページに掲載します。

【①中央】過労死防止啓発シンポジウム

東京中央会場(11 月 8 日)の報告

弁護士(東京) 玉木 一成

シンポジウムは、イイノホールで 14 時から開会しました。

最初に武見敬三厚生労働大臣の開会挨拶を田中政治厚生労働審議官が代読されました。次に過労死等防止を考える議員連盟田村憲久会長が挨拶をされました。

引き続き、厚生労働省労働基準局黒澤朗総務課長から、令和 4 年版「過労死等防止対策白書」の内容の紹介、過労死等防止対策の現状の報告、防止対策等の説明がありました。

引き続き、過労死等防止推進全国センター代表幹事の川人博弁護士から、具体的事例の報告があり、その教訓を踏まえて問題提起がされ、過労死防止対策の強化が訴えられました。最近の労災の特徴として、①介護施設の職員がコロナ感染者の介護などで時間外労働が増加してうつ病に罹患するなどコロナ感染拡大による労災認定がなされた事例、②脳・心臓疾患の労災認定が行なわれる過程で労働時間の認定が重要な問題となった事例、③人工衛生など宇宙事業の中核的業務に従事する労働者が過重な負荷を受けている事例、④建設業において職場の労働時間の目標を達成するため過少申告をしていることが明らかになった事例、⑤関西の専攻医師が 1 か月に 200 時間以上の時間外労働をしていた事例が報告されました。そして、労働時間の把握を十分に行なうことが必要であり、これが過労死予防の前提となることでした。

次に、過労死を考える家族の会から、全国 5 人の遺族の方が体験談を報告しました。今年の体験

談報告では、被災労働者の写真を会場スクリーンに映し出したなかで行なわれました。遺族の過酷な体験、悲しみは、会場参加者に強く迫るのがありました。参加者には、過労死被害者に対する救済と、過労死を根絶することが真に必要なことや、過労死を考える家族の会の強い思いが伝わりました。

今回も、過労死家族の会の体験談の報告は前半の最後、シンポジウムの中盤で行いました。

その後、休憩となり、異なるテーマで A 会場、B 会場、C 会場の 3 つで行なわれました。

A 会場では、企業、行政機関などでパワハラ、セクハラ、LGBT、アサーティブなどのセミナー(研修、講演会)を実施するアトリエエム株式会社三木啓子代表取締役が「ハラスメントのない職場環境に向けて」と題して、ハラスメント規制法と指針の概要をわかりやすく講演しました。

B 会場では、企業、労働組合から過労死防止の事例が紹介されました。株式会社荏原精密からは「変化を恐れない！労働環境向上取り組み事例と 4 つのポイント」、特別養護老人ホームあんきの家畑畑からは「『ずっと働きたい』に寄り添う」、労働組合 UA ゼンセンからは「労働時間短縮に向けて～労組法 18 条労働協約の地域的拡張適用の可能性」という各テーマで取り組み事例が紹介、報告されました。

C 会場では、2023 年 9 月 1 日に改定された精神障害の新しい労災認定基準について、厚生労働省労働基準局補償課担当者である西川氏から報告がありました。精神障害の労災補償状況や認定基

準改正の経過、改正概要として、①業務による心理的負荷評価表の見直し、②精神障害の悪化の労災認定できの範囲の見直し、③医学意見の収集方法の効率化などの詳細が報告されました。過労死弁護団の岩井羊一弁護士は、被災者、遺族の救済のための活用のポイントとして、①パワーハラスメントがより明確になったこと、②悪化の業務起

因性、③追加された具体的出来事などを詳細に説明されました。精神障害の新しい労災認定基準についての理解が深まる内容でした。

最後に、A、B、C の各会場で、過労死を考える家族の会代表の寺西笑子氏らが、一層の過労死防止対策が必要であると訴え、閉会の挨拶をして、シンポジウムは 17 時に終了しました。

【②北海道】北海道会場の報告

弁護士(北海道) 皆川 洋美

過労死等防止対策推進法に基づくシンポジウムが、2023 年 11 月 15 日に開かれました。

今年の基調講演は、「長時間労働を蔓延させる地方公務員の勤務時間制度」と題して、山口真美氏（弁護士・三多摩法律事務所）から、統計や実体験に基づく地方公務員の勤務実態とその改善のための政策提言などのお話をうかがいました。

そもそも、地方公務員数は激減する一方で、公務員が担うべき業務が、高齢化や子育て対策などの社会保障分野の業務増加、事前災害の増加やコロナ等新たな感染症等対策など、ますます増え続けていることから、ひとりひとりの職員の業務の負担が増え、長時間労働につながっていることから、過労死事案が発生しているということが指摘されました。

そのうえで、なぜ地方公務員の労働時間規制が実効的でないのかということの分析として、そもそも現業の地方公務員において、多くの地方公務員について人事委員会が労働基準監督機関となっており、長時間労働を規制するはずの労働基準法の抜け穴となっており、災害などの臨時の必要がある場合には、労働基準法 33 条各号によって、災害などで臨時の必要性や特例業務であれば無制限の時間外労働が認められてしまうため、これがなし崩し的に適用され続けていたということの指摘がありました。

例外のない時間外労働の上限規制を現実化させることについては、労働時間の適正把握の徹底、上限規制を法令上取り入れること、勤務間インターバル等が必要であり、これが人間らしく働くという労働者としての公務員にも、ひいては住民サ

ービスの充実にもつながるものであるとの指摘は、誰もが頷きました。

その後のパネルディスカッションにおいては、川村雅則氏（北海学園大学教授）をコーディネーターとして、引き続き山口氏、過労死を考える会（家族の会）から管原妙子氏と鈴木龍子氏、長野順一氏（弁護士・北海道合同法律事務所）、吉田雅人氏（自治労北海道本部）をパネリストとして、それぞれの立場から地方公務員の長時間労働、過重労働からくるハラスメントの実態とその改善等について、意見交換がなされました。



パネルディスカッションの様子

特に、自治労の行った組合員意識調査、パパゲーンとして死にたい気持ちを抱えながら、その人なりの理由や考え方で死ぬ以外の選択をした過労死遺族の話は、地方公務員も一人の労働者であり、誰かの家族である、ということに改めて感じさせるものであったと感じました。

【③宮城】宮城会場の報告

働くもののいのちと健康を守る宮城県センター 事務局長 遠藤 利美

宮城県を会場とした過労死等防止対策推進シンポジウムは 2023 年 11 月 14 日（火）に行われ、多くの企業の担当者や労働局職員、家族の会関係者等およそ 130 名が参加しました。

宮城労働局による主催者挨拶に続き、東北大大学院医学系研究科産業医学分野教授の黒澤一氏が「過労死を防ぐために何をしたらよいか」をテーマに基調講演を行いました。講演では労働者の精神障害発症がうなぎ登りであり、20 年前の 10 倍になっていると指摘されました。また、長時間労働による脳、心臓病の発症リスクが 3 倍になることと併せ、さまざまなハラスメントが精神障害発症の引き金になっていることが説明されました。対策としては、①精神障害を発生させない職場環境づくり、②早期発見と指導（支援）、③十分な休養後の復職支援が必要であると強調しました。

続いて、神奈川過労死等を考える家族の会代表の工藤祥子さんから「遺族からの声」と題して、中学校教員だった夫を過労死で失った事案の紹介とその背景にあった学校現場の常軌を逸する働き方や職場の人間関係の大切さなどが語られました。夫のいのちと健康を守れなかった後悔を未来に生かしたいとし、「いのちと健康を守る」「人間らしく生きる」ことをすべての根本にすべきと訴えました。

最後に「劇励」～明日の笑顔につながる短編集と題して俳優の高山広さんによる一人芝居のパフォーマンスが披露されました。ご自身が経験し

てきた過酷な職場の労働状況について、笑いを交えながらも辛辣に告発する内容で、過労死等のない社会をつくろうという熱い思いを届けてくれました。

閉会の挨拶は、宮城県家族の族の会代表の大泉淳子代表が行いました。

日本では 2015 年に「一億総活躍国民会議」を設置し、「時間外労働において欧州諸国に対し遜色ない水準を目指す」として厚労省が過労死防止対策を検討していたはずでしたが、現状はどうでしょう。ドイツでは一日 10 時間を超えて働くことを法律で禁止しています。6 ヶ月間の平均で一日 8 時間を超えてはなりません。国による監督も罰則も日本よりはるかに厳しいものになっています。だから管理職でなければ残業はほとんどないそうです。さらにドイツでは大半の労働者が年間 30 日の有給休暇を 100%消化しています。それでも労働者ひとりあたりの労働者生産性は日本の 1.5 倍です。8 時間働けば普通に暮らせる社会になっています。GDP も日本を追い抜く勢いです。翻って日本では「時間外労働の上限規制」を声高に言う割には、一日や一週の上限規制はなく、「特別な事情」があればなんと 100 時間の残業まで認められています。甘すぎて過労死防止にはほど遠いと感じざるを得ません。家族を過労（自）死で失い、悲しい思いをする方々をこれ以上増やさないためにも、過労死のない社会を実現していきたいと思います。

【④岐阜】2023 年度過労死等防止対策推進シンポジウムの報告

～産業医の「勧告権」を活用しよう！～

岐阜過労死をなくす会 理事 坂 至正

2023 年 11 月 27 日午後、長良川国際会議場にて今年度のシンポジウムが 80 名程の参加で開催された。

最初に岐阜労働局雇用環境均等室からハラスメント対策について。いじめ・嫌がらせ・ハラス

メント等の相談件数が増加し、精神障害の出来事別支給決定件数ではパワハラ・対人関係・セクハラ合わせて 44%で半数に迫る。ハラスメントが大きな問題になっていることを示す統計だ。

次に企業からの事例報告では「みんなを笑顔に

働き続けるこども園を目指して」という演題で沖ノ橋認定こども園園長の木村順子氏から、手あそびを含め楽しい報告をしていただいた。職員全員が元気で笑顔でいられることが重要で、十分な休養（ノンコンタクトタイム）、睡眠時間の確保（持ち帰り仕事なし）、時間休とリフレッシュ休暇、おむつのサブスクリプション、希望シフトの調整、年 2 回のアンケート調査、ICT 活用や職員の身近な茶話交流会等多くの取り組みが紹介された。最後の会場質問にも丁寧に答えて頂き「10 月に 0 歳児 6 人入園させて保育士から苦情も受けたが、保護者支援・子育て支援と地域から期待される園へという理念を説明して理解を得た」ということだ。幼児期は人の一生を支える基盤を作る大切な時期という仕事へのプライドが強く感じられた。

基調講演は「産業医から見る過労自殺企業の内側」という演題で産業医の大室正志氏から講演いただいた。過労死・過労自殺を防ぐためには「時間管理が必要で、睡眠時間不足がハラスメントを生む可能性もある（睡眠不測の上司程、部下に侮辱的な言葉を使う）」と睡眠時間の確保が大切である。体調変化への気づきを知るために「休日をどう過ごしたか？」という質問が有効だ（休日に

趣味をやる気がなくなったら要注意）。

最後の会場質問で予防医学の一次予防から三次予防まで詳しく説明を受けた。一次予防は「そうならないために」、二次予防は「早期発見のために」、三次予防は「治療や対応」。三次予防をすることが重要で、例えば、会社がパワハラをした上司を厳しく処分するなど、パワハラをした人に毅然とした態度を取ったかどうか。一次予防としては、メンタル不調のない職場にするために職場で一斉に取り組める「ノー残業デー」「メール時間規制」等の指摘があった。産業医として企業に規制できる制度として、「勧告権」があるということを初めて知り、産業医の役割について再認識した。

また、過労死遺族の発言として、伊佐間佳子氏（名古屋過労死を考える家族の会）が、21 歳で娘を亡くした母親としての思いを吐露された。社長や上司・同僚による度重なるパワハラ・いじめを受け、労災は認められながらも裁判では長期に渡り認定されなかった。「パワハラは殺人だ」という遺族の言葉が強く響いた。例年同様、今回のシンポジウムにおいても、人を大切にする企業が増えることが大切だと痛感した。

【⑤三重】三重会場の報告

弁護士(三重) 小貫 陽介

今回は、2023 年 11 月 13 日、13 時 30 分から 15 時 30 分まで、四日市商工会議所 1 階会議所ホールにおいて開催されました。三重会場では第 1 回以降、来賓あいさつとして、2 つのナショナルセンターの支部から代表者に会場に直にお越しいただき、個人的な過労死事案へのかかわりや思い、過労死問題への主体的な取り組みの決意などを語っていただいたうえで最後まで参加していただくなど、非常に有意義なプログラムの一つと考えていました。しかし、数年前の打ち合わせ時に新任の労基署監督課長から、「これ必要なのか、他の会場でもやっているのか。」という発言がありました。私から、第 1 回からお越しいただき、ご挨拶いただいている旨指摘したのですが、それ以来、新型コロナ渦も相まって来賓として招待することなく、来賓あいさつ文を配布させていただくにとどまるようになってしまいました。今回も連合みえ（番条喜芳会長）と、みえ労連（新家忠文議長）の来賓あいさつ文の配布にとどまりました

が、それぞれに根深い過労死問題の指摘とともに具体的な取り組みや決意が記載された非常に頼もしい言葉を記載いただきました。組合員への広報にもご協力いただいていることもあり、直接、過労死撲滅への想いをそれぞれに語っていただきたいと思います。

当日のプログラムは、労働基準部監督課長吉徳祥哉様より三重労働局の取り組みをご報告いただいた後、基調講演は、「職場におけるメンタルヘルス対策～企業の好事例からポイントを押さえ実践につながる～」と題して、一般社団法人日本産業カウンセラー協会こころの耳運営事務局石見忠士事務局長からご講演いただきました。

写真にあるように、会場一体となった就労中のストレス解消運動の指導をはじめ具体的で実践的な内容にとどまらず、労働の過重性は量的のみならず質的にも見る必要があるという指摘もしていただくなど、来場者にわかりやすく過労死に対する理解を深めていただけました。

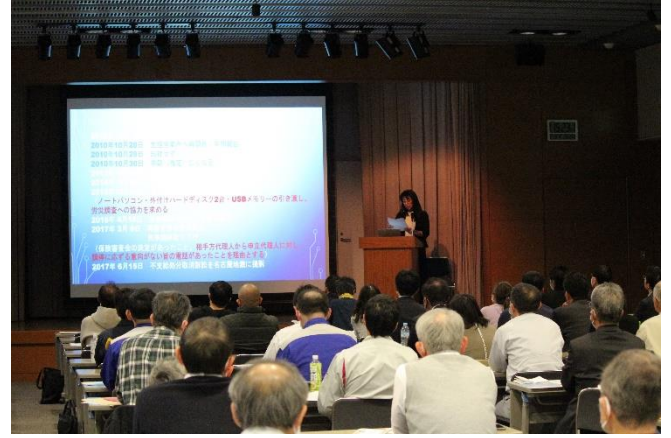


ストレス解消運動の指導の様子

「こころの耳」のホームページ (<https://kokoro.mhlw.go.jp/>) では、簡単に活用できる 5 分間の e ラーニング動画などが掲載されておりますので一度訪れてみてください。

最後に、過労死遺族の声として、吉田典子様にお話しいただきました。名古屋高裁での逆転認定後ということで、ときに労働行政への厳しい言葉とともに、ご息子の無念の想いも代弁され、来場

者にもその想いは深く届いたものと感じました。お話いただけるだけでありがたいことでしたが、吉田様は松阪市在住で愛知働くもののいのちと健康を守るセンター事務局でもあられます。これを契機に、来年度以降の三重県内の活動の活性化に本腰を、と考えておりますので、引き続きよろしくお願いたします。



吉田典子さんの遺族発言の様子

【⑥京都】2023 年過労死等防止対策推進シンポジウム 京都会場報告

過労死防止京都連絡会 事務局担当(いの健京都センター 事務局長) 岩橋 祐治

2023 年の「過労死等防止対策推進シンポジウム」の京都会場は、11 月 24 日（金）の午後、四条室町下ルにある池坊短期大学の洗心館地下一階のこころホールで開催されました（シンポジウムの主催は厚生労働省・京都労働局で、いの健京都センターも参加する過労死防止京都連絡会が企画・運営などに協力しています。）。参加者は 88 人で、前年の 129 人を下回りました。



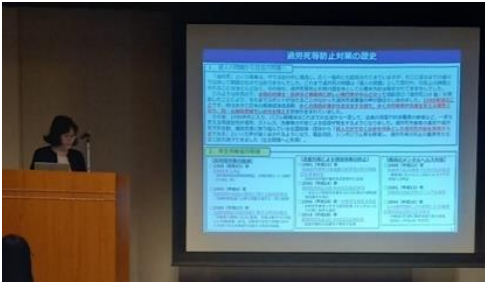
会場の様子

京都労働局・労働基準部の岸泰弘部長が主催者

あいさつ、過労死防止京都連絡会の中嶋清美会長（京都労災被災者家族の会・世話人代表）が協力団体代表あいさつ、過労死防止京都連絡会の古川拓事務局長（弁護士、過労死弁護団全国連絡会議幹事）が閉会あいさつを行いました。

京都労働局・労働基準部の堀記子監督課長が、京都労働局からの報告「過労死等防止対策の推進について」を行い、「2022 年度の日本における過労死等の概要及び厚生労働省が過労死等の防止のために講じた施策の状況」を報告しました。

堀課長は、過労死防止対策の歴史を報告した後、2023 年版の「過労死等防止対策白書」に沿って、「労働時間やメンタルヘルス対策等の状況、過労死等の現状、過労死等をめぐる調査・分析結果、過労死等の防止のための対策の実施状況」を説明し、最後に「誰もが安心して働ける社会を創ろう」と訴えました。



過労死等防止対策の歴史を報告する堀課長

今年の「過労死ご遺族からの体験談発表」は、大阪の自動車マットの製造・販売を行っている会社で、くも膜下出血で亡くなられた会社員の奥さんが行い、「過労死家族をこれ以上増やさないで」と訴えられました。

神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科の津野香奈美准教授（ちくま新書「パワハラ上司を科学する」の著者）が、基調講演「パワハラを起こす企業と起こさない企業は何が違うのかーパワハラ上司を生み出さないためにできることー」を行いました。

津野先生は、「パワハラの基礎知識、パワハラを起こす企業の特徴、パワハラを起こさない企業にするには」の順に説明し、パワハラを起こす企業の特徴は「①要求度やプレッシャーが高い、②役割葛藤や役割の曖昧さがある、③社員に「タフさ」

を求める、④冗談やからかいを容認している」であり、パワハラを起こさない企業の特徴は「①仕事量が適正化されている、②個々人の多様性を尊重している、③仕事内容が具体的で、役割が明確である、④冗談や役割を決して容認しない、⑤心理社会的な安全風土が醸成されている」と説明。

ハラスメント対策の進め方として、最初に「ハラスメント防止指針の策定とその周知・啓発（研修）」をして、一次予防（ハラスメント発生の未然防止）、二次予防（早期発見と早期介入によるコンフリクト案件の深刻化防止）、三次予防（再発予防）に取り組むこと、「業務改善と評価改善により、構造的なパワハラを生み出さないようにする」が大事だと強調されました。



講演する津野先生

【⑦岡山】救えたかもと悔やんでも、戻ってこない 過労自死した青年の遺族の訴え 岡山シンポ

働くもののいのちと健康を守る岡山県センター 事務局長 藤田 弘起

2023 年 11 月 7 日、イオンみらいホールで厚生労働省主催の過労死等防止対策シンポ岡山が開かれ、約 130 人が参加しました。



会場の様子

（過労死遺族の声 兵庫過労死を考える家族の会 前田和美さん）

前田さんは、神戸市の洋菓子メーカーに勤めていた 20 歳の息子をパワハラと長時間労働による過労死で亡くしたということについて、話しました。

希望していた会社に就職したが、30 分前に出勤しても「今頃来ているのか」などと言われ、周りから無視されたり、退職願いを出すと「今後、出身校からの採用はしない」と言われるなどし、月 89～109 時間の残業をしていた。通勤途上で自死した。



遺族の訴えを行う前田さん

労災は認定されたが、街に出ると息子に似た人がいたりして、外出出来なくなって、暗闇でいたようになった。今振り返ると「救えたかもと悔やまれるが、もう息子は戻ってこない」との思いだ。会社に対して、謝罪と体質改善を求めて実現した。これまでも、こうした場で話すことを求められたが、出来なかった。今回「上司のパワハラ」ということでここに来た。このような状況を変えられるのは、一人一人の考えからで、今後も啓発活動をしていきたい。

と訴えました。

講演①「産業医から見る過労自殺企業の内側」
大室産業医事務所代表 大室正志氏

大室正志氏が講演。大室氏は、過労死の大きな要因は睡眠減少と血圧の上昇と言われている。雇用の流動性が高まり、プロジェクトベースの仕事が増加している中で、コミュニケーションは「阿吽の呼吸」ではだめで、「言語化」が重要になっている。こうした状況に対応出来ない企業で、過労死が起き易い。

と話しました。

講演②「パワハラを起こす企業と起こさない企業はないが違うのかーパワハラ上司を生み出さないためにできることー」 神奈川県立保健福祉大准教授 津野香奈美氏

津野氏は、個人的パワハラと構造パワハラがあり、構造パワハラを引き起こす企業の特徴として、①要求度やプレッシャーが高い、②役割の矛盾・曖昧さがある、③社員に「タフさ」を求める、④冗談やからかいを容認していることがある。

ハラスメントの発生には、組織の構造や組織風土が大きく影響している。日本は、競争原理の中で、弱者への思いやりや生活の質よりも業績、成功、地位を重視する傾向がある。

仕事量の適正化、個々人の多様性の尊重、仕事の役割が明瞭、冗談やからかいを容認しない、心理社会的安全風土の醸成が大切だと話しました。

【⑧広島】広島会場の報告

弁護士(広島) 松岡 幸輝

2023 年 11 月 16 日、広島 YMCA 国際文化センターにおいて過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました。

広島でのシンポは毎年広島市内で開催されていますが、2019 年に一度だけ、広島県第 2 の都市福山市で開催したことがあります。福山で開催したのは、県東部の市民の方にもシンポに参加してほしい、過労死防止のための取り組みについて知ってほしい、という思いからで、県東部の団体や福山の弁護士に協力を仰ぎながら実施しました。福山でのシンポの内容自体は非常に好評で、福山の方だけに聞いてもらうにはもったいない内容でした。

そこで、今回のシンポは、福山で講演頂いた近藤雄二先生に再度広島にお越し頂き、メインの講演者として講演してもらいました。近藤先生は、健康環境支援研究所の主宰で、労働安全衛生対策論と産業疲労を専門とされています。講演のタイトルは「いのちと精神、健康を守る過労とハラスメント対策」です。近藤先生の講演は、「人間はなぜ疲労するのか、なぜ過労していくのか」という医学、生理学的な分析からはじまります。そして、「仕事」について「身体と精神の疲労と負担の源」と指摘し、その上で「睡眠」こそが疲労回復に最重要であると述べられます。また、実際のケースとして、過酷な長時間労働、心理的負荷の

強い業務に従事した結果、過労死・過労自死に至ったものを紹介され、近藤先生は、そのような過労死等を防止するためにも職場において長時間労働が抑制される必要があること、特に「勤務間インターバル制度」が有用であることを指摘されます。勤務間インターバル制度は、終業から始業までのインターバルを確保することで休息・休養を確保する制度ですが、現行法上は企業の努力義務に過ぎず、まだまだ普及には至っていません。過労死を防止するには使用者の意識改革が不可欠です。さいごに近藤先生は、企業が、「利益最優先」から「人を育て、その命を守る」企業風土に変えていかなければならないと指摘されます。勤務間インターバルは毎年シンポで度々登場する重要ワードです。いくら後で休みがあったとしても、長時間労働が連日続くと、疲労はどんどん溜まっていくものです。業種などによっては簡単ではないと企業も考えているのかもしれませんが、労働者の健康といのちあつての企業です。労働者を使い捨てる企業に未来はありません。創意工夫により多くの企業が労働者のいのちを大切にす取り組みを実施してほしいと強く感じました。



講演される近藤先生

今年のシンポでは、さらに、ユーチューバー「せやろがいおじさん」として有名なタレント榎森浩助さんにお越し頂き、「過労死と働き方について考えよ〜」のタイトルでサブ講演をしていただきました。さすがというべきか、パワポを使って小気味よいテンポで、「過労死を生むような面倒くさい人になっていませんか？」と投げかけ、「一旦会議で決まったことについて再検討を促す」など

記載されたチェックリストを提示されました。実はこのリスト、仕事を停滞させるための産業スパイ(?)の行動リストであり、「真面目に仕事をしているつもりが、実は他の労働者への負荷となっている」かもしれないという気づきを聞き手に与えるもので、聞いていた「はっ」となった労務関係者もいたと思います。当初は、ユーチューブ動画のように叫びながら講演されるのかとも思っていました。そんなはずもなく、日本企業の「あるある」な問題点をあぶり出した報告をしていただけました。



講演される榎森さん

それ以外にも、広島では、地元企業である(株)サタケより過労死防止のための取り組みについての報告や、過労死遺族からの体験報告などもありました。2 時間半の長丁場ではありましたが、長いと感じさせない非常に充実したシンポになったと思います。

報告者の私自身、過労死を防止するためには何ができるかということを行行政、企業、市民で考えるこの取り組みは、非常に重要だと考えています。実施するにあたっては色々と大変なこともありますが、継続していくことが大切と思いながら、毎年取り組んでいます。どのようなシンポジウムにするのか、アイデアを絞り出すことも年々大変になってきていますが、「継続は力」と信じてこれからも色々な方々の協力を受けながら広島シンポを実施していきたいと考えています。みなさま、引き続き広島シンポをよろしくおねがいします。

【⑨香川】過労死等防止対策シンポジウム(香川県)報告

弁護士(香川) 藤本 隆英

1 日時 2023 年 11 月 10 日
香川国際会議場に於いて実施

2 プログラム

- ・主催者挨拶 香川労働局 労働基準部長
- ・企業からの取り組み事例発表
- ・基調講演
「取材から見えてきた過労死の実態」
牧野昇平氏(記者ライター)
- ・過労死遺族の声
中原のり子氏
(東京過労死を考える家族の会)

3 報告・今後の取り組み

企業からの取り組み報告事例では、協同食品株式会社からの報告があり、職場からの指示だけでなく、現場の労働者の各々の力量や考え方を、管理部門に常にフィードバックを行ったうえで、労務管理を実施している状況について、説明があった。

基調講演の牧野昇平氏からは、様々な職種の過労死遺族らに対する取材内容について、写真を交

えながら解説があった。牧野氏は、企業の人事が、自社の働く人々の具体的な状況を十分に把握できておらず、各々に対する適正な業務量の調整やフォローを怠ってしまっていることが、過労死につながっているケースが多いと述べていた。

中原氏からは、最近の兵庫県医療センターの研修医の自死のケースをはじめ、現在の医師の過酷な労働実態、患者の命のためという理由で長時間労働が許容されている問題についての言及があった。

現状は企業からの参加者が大半であった様子であった。近隣の徳島県では、このシンポジウムについて、大学生に聴いてもらう取組みが実現できたようである。香川県についても、これから社会に出ていく地元の大学生や専門学校生、高校生にこそ、「命より大切な仕事はない」ということを知ってほしい。ぜひシンポジウムの講演を聞いてほしい。

今後は、学生の方々にも、授業や単位取得の一貫として、シンポジウムを聴いてもらうなどの取組みができないかを検討している。

2023年度過労死等防止対策推進シンポジウム 最終結果

都道府県	2023年度 参加人数	2022年度 参加人数	前年度か らの増減	開催日	開催時間	会場名
北海道	97	145	-48	11月15日(水)	14:00~17:00	北海学園大学
青森	58	103	-45	11月8日(水)	18:00~20:00	ハートピアローフク
岩手	91	89	2	11月13日(月)	13:30~16:00	いわて県民情報交流センター(アイーナ)
宮城	132	110	22	11月14日(火)	13:30~15:30	仙台メディアテーク
秋田	43	60	-17	11月20日(月)	13:30~15:30	あきた芸術劇場ミルハス
山形	66	50	16	12月1日(金)	13:30~15:30	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング
福島	38	42	-4	11月6日(月)	13:30~15:30	コラッセふくしま
茨城	104	84	20	11月29日(水)	14:00~16:00	つくば国際会議場
栃木	69	75	-6	11月29日(水)	14:00~16:30	栃木県教育会館
群馬	105	70	35	11月10日(金)	13:30~15:30	Gメッセ群馬
埼玉	95	83	12	11月6日(月)	14:00~16:30	大宮ソニックシティ
千葉	84	76	8	11月14日(火)	14:00~16:30	千葉市生涯学習センター
東京中央	226	220	6	11月8日(水)	14:00~17:00	イイノホール
東京立川	137	104	33	11月21日(火)	14:00~16:30	ワイム貸会議室荻窪
神奈川	145	136	9	11月2日(木)	13:30~17:00	横浜市技能文化会館
新潟	49	80	-31	11月27日(月)	14:00~16:30	朱鷺メッセ
富山	66	79	-13	11月24日(金)	14:00~16:30	ボルファートとやま
石川	63	49	14	11月30日(木)	13:30~16:00	石川県地場産業センター
福井	97	127	-30	11月13日(月)	13:30~16:00	福井商工会議所ビル
山梨	79	64	15	11月30日(木)	18:30~20:30	ベルクラシック甲府
長野	73	107	-34	11月1日(水)	13:30~15:30	J A長野県ビル
岐阜	83	90	-7	11月27日(月)	13:30~16:15	長良川国際会議場
静岡	72	90	-18	11月7日(火)	13:30~16:00	静岡市民文化会館
愛知	192	169	23	11月28日(火)	14:00~16:30	名古屋市中小企業振興会館
三重	80	88	-8	11月13日(月)	13:30~15:30	四日市商工会議所
滋賀	41	72	-31	11月21日(火)	13:30~16:00	ピアザ淡海
京都	88	129	-41	11月24日(金)	13:30~16:20	池坊短期大学
大阪	181	195	-14	11月6日(月)	14:00~16:30	コングレコンベンションセンター
兵庫	192	194	-2	11月22日(水)	18:00~20:00	神戸市産業振興センター
奈良	62	30	32	11月15日(水)	13:30~15:30	奈良公園バスターミナル
和歌山	61	86	-25	11月21日(火)	13:30~15:50	和歌山ビッグ愛
鳥取	54	39	15	11月22日(水)	13:30~15:30	とりぎん文化会館
島根	137	139	-2	11月21日(火)	13:30~15:30	島根県立産業交流会館 くにびきメッセ
岡山	133	72	61	11月7日(火)	14:00~16:20	おかやま未来ホール
広島	65	80	-15	11月16日(木)	14:00~16:00	広島YMCA国際文化センター
山口	90	132	-42	11月17日(金)	13:30~16:00	山口県教育会館
徳島	239	205	34	11月16日(木)	13:00~15:10	徳島大学
香川	71	75	-4	11月10日(金)	14:00~16:30	かがわ国際会議場
愛媛	77	55	22	11月20日(月)	18:00~20:30	愛媛大学
高知	86	56	30	11月27日(月)	13:30~15:30	ちよテラホール
福岡	95	85	10	11月2日(木)	15:00~17:00	オリエンタルホテル
佐賀	77	76	1	11月13日(月)	14:00~16:00	四季彩ホテル千代田館
長崎	44	57	-13	11月24日(金)	18:30~20:20	長崎商工会議所
熊本	71	68	3	11月28日(火)	14:00~16:30	熊本テルサ
大分	79	98	-19	11月14日(火)	14:00~16:00	大分ソレイユ
宮崎	93	82	11	10月25日(水)	18:00~20:00	宮崎観光ホテル
鹿児島	54	43	11	11月17日(金)	14:00~16:00	鹿児島商工会議所
沖縄	55	44	11	12月5日(火)	15:00~17:00	沖縄コンベンションセンター
	4489	4502	-13			

■ 特集 2 広がる過労死防止啓発授業

過労死防止啓発授業は、2023 年度ではや 8 年目となりました。

前年 2022 年度は、195 コマが行われ、学校種別のコマ数は、中学校 13、高等学校 82、中学・高等学校合同 2、特別支援学校 1、専門学校 26、短期大学 1、大学・大学院 70 でした。

2023 年度は、年度末の 2024 年 3 月末までに 193 コマが行われる予定です。学校種別のコマ数は、中学 4、中学高校 1、高校 80、専門学校 37、短大 2、大学 69 となっています。

本号では、2023 年度に啓発授業を担当した 10 人の方（遺族 3 人、学者 2 人、弁護士 5 人）からの報告を掲載します。

【①北海道】過労死等防止に関する啓発授業の実践報告

北海学園大学経済学部 教授 川村 雅則

筆者は大学で、働く人が直面する諸問題を学生たちに教えています。授業科目名は「労働経済論」です。そして、1 回限りですが、毎年、厚生労働省の「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」を使って、ご遺族のご協力の下で啓発授業を行っています。



2023 年 11 月 1 日に行われた授業の様子

ご遺族を講師にして過労死問題を学ぶ意義はどのようなところにあるのでしょうか。それはまず何よりも、過労死という問題を正しく知ることにあると考えます。また、正しく知ることによって共感的な理解が深まるのではないかと考えています。

言うまでもなく過労死は自然死ではありません。仕事を原因とする死です。それは防ぎ得た死であるし、防がなければならなかった死です。しかしながら、日本では、過労死という言葉が説明抜きで使われるほどによく知られたものになっているのは周知のとおりです。

一方で、では本当にこの過労死の問題性は正しく知られているのでしょうか。とくに、就職前の学生・若者たちの理解の度合いはどうでしょうか。あるいは、この問題は私たちの社会において、厚生労働省が言うように、「計り知れない苦痛」とし

て受け止められているのでしょうか。

もちろん、多くの死がそうであるように、身近な者の死でないと、自分事として受け止めるのは難しいことかもしれません。ゆえに、ご遺族の語りや経験に接することで過労死という問題を正しく知ってもらうことがまずは必要であって、そして、ご遺族の語りや経験には、この問題に学生たちを向き合わせる力があると経験的に感じています。



北海道過労死を考える家族の会世話人代表・村山百合子さんの講演

ともすれば学生たちは、被災者はなぜ死に至るまで働いたのだろうか、仕事を辞めればよかったのに、と漠然と考えがちです。しかしながら、仕事を実際にもつ強い拘束力や労働者側の責任感などは、それを容易には許しません。あるいは学生たちは、不幸にして労働者が仕事で死に至った場合には国が何らかの救済をしてくれるような漠然としたイメージをもっています。しかし、過労死ご遺族の経験はそのようなイメージを打ち消します。たおれた家族が被災前に果たして何時間働いていたのか、職場でどのような支援を受けることができていたのか／いなかったのか。それさえ知るのができぬことは珍しくないという事

実や、そのことに象徴されるような労災認定の厚い壁も学生たちは知りません。愛する家族の死の原因が仕事にあったその事実だけでもせめて認めて欲しいという血のにじむような取組みによって、過労死という言葉が人口に膾炙するに至った歴史的な経緯をそこで学生たちは学ぶこととなります。

私たちの社会の働き方をどうするのか——そ

のような学びを駆動するきっかけにすべく、ご遺族のご協力の下で啓発授業を試行錯誤しながら実践しています。

なお、本稿に大幅に加筆したものを筆者らの運営するサイト＝北海道労働情報 NAVI

(<https://roudou-navi.org/>) で配信しています。あわせてご覧ください。

【②北海道】過労死防止啓発授業のご報告

北海学園大学経済学部 教員 水野谷 武志

北海道の啓発授業については、過労死等防止対策推進北海道センターのメンバーが担っており、2023 年度の実施は計 27 件を数えました。そのうちの 1 件であった北海道札幌厚別高等学校の啓発授業（11 月 2 日）を「北海道過労死を考える家族の会」の村山百合子さんとともに担当しましたので、その様子と感想を簡単にご報告いたします。

高校の担当教師との事前のやりとりで、聴講する生徒は公民科「時事問題研究」という授業を履修している 3 年生 36 名で、新聞記事を題材に時事問題について調べたり、グループディスカッションをしていることを教えていただき、重要な時事問題の 1 つとして「働くこと」や過労死問題に関心を寄せてくれやすい生徒であることがわかりました。私の専門は経済統計で、研究テーマの 1 つとして、日本の長時間労働問題を各種統計で分析してきたことから、過労死問題にも強い関心を寄せてきました。そのような大学教員と過労死遺族の組み合わせでどのような授業を展開するが良いかを考えた結果、村山さんからの具体的な体験談をメインとし、その導入として私から過労死問題の概要を説明することにしました。概要と言っても限られた時間と私の能力不足がありますので、過労死等防止対策白書に掲載されている脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災統計を解説することによって、日本でどのくらいの人が過労で命を失っているのかを考えてもらうことを狙いました。布石として、労災統計が言う労災請求件数や認定件数の定義を説明した上で、これは過

労死・過労自殺の実際の人数の「一端」でしかないという「種明かし」をしました。また、統計は全体の傾向を知る上では有効だが、一人一人の物語は見えないので、物事をよりリアルに多面的に知るには統計だけではダメで、具体的な事例に学ぶ必要を訴えて、村山さんの体験談につなぎました。

村山さんからは、亡くなられた息子さんの人生が紹介され、また苦労に苦労を重ねたあげくに労災申請が認められなかったことが語られ、まさに労災統計の「認定」の実態が具体的に伝えられました。北海道内の過労自死事案が紹介された上で、命より大切な仕事はないこと、コンビニや病院や物流などの便利なサービスを支えている人が疲弊していないか思いを巡らせてほしいことも語られました。

高校生は遺族の話に聞き入っていました。私は今回初めて啓発授業の講師を務めましたが、遺族のリアルで具体的なお話の理解を深めるために、私のような労災補償制度や統計の話が役立つと感じました。反省点は、全体として 50 分という限られた時間であったことに加えて、私の経験不足も重なって、私の話が長くなってしまい、村山さんの講演時間及び質疑応答の時間が十分にとれなかったことです。今後は、時間配分に気をつけて、高校生とキャッチボールができるように改善していきたいと思えます。

【③新潟】過労死防止啓発事業のご報告

公務災害パワハラ自死事件遺族 M

2023 年 10 月、新潟県立加茂高等学校で、2・3 年生を対象に、金子修弁護士とご一緒に、「働くことについて考える授業」を行いました。講師を務めるのは 2 回目ですが、とても緊張しました。

授業は、加茂高校の木村眞悟先生から過労死等についての説明、過労死事件の事例をいくつか紹介していただき、その後、金子修弁護士から、働くことについてや、指揮命令権についてお話しいただきました。そして、最愛の夫を仕事で奪われた遺族として、夫の事例、そして二度と、このようなことが起こって欲しくない思いを話しました。職場で、いじめに遭ってしまった時は、一人で悩まず、必ず誰かに相談してほしいこと、いじめで苦しんでいる人を見たら必ず声をかけてほしいこと、誰かに相談しても職場環境が改善しなければ、その場から逃げてほしいこと、逃げることは弱いことでも悪いことでもなく自分の身を守ることであり、尊い大切な命を守ることを話しました。いじめに耐えて耐えきれなくなって命を落とすようなことは絶対にしないで欲しい、ということを実感な思いで話しました。

生徒の皆さんは涙しながら熱心に話を聞いてくださいました。授業の最後に、生徒さんから、遺族の方から直接、話を聞くことができ大変よかった、もしいじめに遭ったら誰かに相談しようと思いました、いじめに遭っている人がいたら必ず声をかけようと思いました、との感想をいただきました。

数年後、生徒さんが社会に出て、いじめに遭ってしまった時は、啓発授業のことを思い出していただけたら幸いです。ありがとうございました。

(授業後、木村先生から届いた感想)

厚労省の過労死防止啓発授業を活用して、(途中、豪雪やコロナで中止せざるを得ないときもありましたが) 6 年目となります。今年度も 10 月に県内遺族の M さんと金子修弁護士のお二人に来校いただき、2 日間にわたり 2, 3 年生計 6 クラスで授業を行っていただきました。

職業生活が数年後に迫る高校生です。ブラック企業は社会に出る最大の不安要素です。この課題に取り組み、たたかう、遺族の方々や弁護士、労働組合の姿を見せることも目的の一つです。

それぞれのクラスの授業は同じものにはなりません。生徒からの質問も感想も雰囲気も異なったものとなります。お二人には多少無理なお願いをしてコキ使う(笑) ような形になりましたが、大変お疲れ様でした。感謝申し上げます。

この授業で心がけていることは少人数で行うこと、講師の方々と事前に綿密な打ち合わせを行うこと、事前に過労死や日本の労働環境にかかわって 1 時間授業を行うこと、生徒の質問や感想、発言から授業を組み立てること、などなどです。綿密な打ち合わせもあり、どのクラスでも「相談すること」の必要性を強調できた授業だったと思います。

せっかくの機会です。「全校生徒を一度に体育館に集めて 1 時間話を聞く」では、質問と感想、発言から授業を組み立てるのは至難の業です。ムリです。財政的にも厳しくなっているというような話も耳にしました。教育効果は絶大です。厚労省にはさらなる過労死防止啓発授業の継続と支援をお願いしたいと思います。

【④新潟】過労死防止啓発授業(新潟県立加茂高校)

弁護士(新潟) 金子 修

1 授業を実施した学校

新潟県立加茂高校は、新潟県中部の地方都市にある定員 480 人の公立高校で、男女共学で大多数は進学希望とのことである。今回の授業は 2 年生の『公共』及び 3 年生の『政治経済』『倫理』のコ

マを使い、出席した生徒は合計 182 名であった。2023 年 10 月 19 日～20 日で計 6 コマを使い同じ内容の授業を実施した。

2 授業の概要

冒頭に、担当教諭から、毎年 11 月が過労死防止

月間であること、日本では過労死事件が絶えないこと、ある過労自殺事件（電通事件）の紹介、等について映像スライドで説明があり、その後、地元新潟県での過労自殺事件の遺族のお話、過労死事件に関わっている弁護士（金子）の話となった。その後、生徒 3～4 人ごとにグループになって簡単なミーティングをし、全員が質問や感想をアンケートに書いて提出した。

金子からは、“karoshi”という単語が著名な英語辞典に載っていること、過労死事件の背景に憲法の理念に反するような劣悪な労働条件の押しつけがあること、過労死は異常なことと認識し内に籠らず外へ相談して欲しいことを話した。レジュメを見てもらいながら、①働く（労働する）ことについて、日本国憲法は、個人の幸福を追求すること、健康で文化的な生活を営むこと、国民の権利であること、国はそれを十分サポートする義務があることを定めている、しかしなぜ日本人では“働き過ぎて死ぬ”のか、それは、賃金が上がらない中で異常な長時間過密労働が放置され、労働者側も、自己責任であるとして異常を異常と思えなくなる環境にいて、声を上げづらい状況が広く存在すること等が背景にあること、それを打ち破る手始めは“外に相談すること”であると説明した。

3 感想

50 才近く年齢の違う“遠い存在”の高校生たちに話が通じるのか不安であり、また、50 分という限られた時間の中で盛りだくさんの内容が果たしてどの程度伝わるのかも不安であった。

しかし、授業の途中で居眠りをしたり、関心なさそうな態度の生徒はおらず、みな真剣なまなざしで聴いてくれた。中には、過労死遺族のお話を聞いて涙を流していた生徒もいた。

私は、話の冒頭に「皆さんは何のために働きますか」と 3～4 人に聞いたが、大半は「お金を稼ぐため」と答え、「趣味のため」「親に苦勞をかけないため」という返事もあった。「お金は、幸福の追求、健康で文化的な生活のために必要不可欠なもので極めて真っ当な考えだ」と話した。

また、生徒から「過労死を防ぐために自分たちはどうしたら良いのか」「もし自分がその場に置かれたらどうしたら良いのか」等の質問があったので、「まず、同僚や友人、家族に話してみよう」「さらに労働組合に相談して欲しい」「無料の相談窓口を行政や弁護士が用意している」と答えた。

なお、後日担当教諭から、生徒たちが極めて関心が高くアンケートの自由記載欄に多くのコメントがあったとの話を伺った。

【⑤埼玉】過労死等防止啓発授業を経験して ～看護学生に伝えたかったこと

弁護士(埼玉) 金子 直樹

2023 年 12 月、上尾中央看護専門学校にて、過労死等防止啓発授業が開催され、過労死を考える家族の会の渡辺しのぶさんと一緒に、講師を務めさせていただきました。従前から、弁護士会等の講師派遣として、ワークルールや憲法理念に関するもの、B 型肝炎被害に関する啓発授業など、学生向けの講師は相当数を経験しましたが、過労死等防止啓発授業としての講師は今回初めての経験となりました。

看護専門学校ということで、生徒さんは、皆さん看護師を目指す方達です。そのような相手に「過労死等防止」をどのように伝えるか。医療現場においては、非常に過酷な労働にさらされており、ご存じのとおり、医師の働き方改革は往々にして進んでおりません。これから看護師を目指す

方達に、暗いイメージはなるべく持たせないようにしながらも、自分の身を自分で守るためにはどうしたらいいか、また患者さんとして来院する方の中には、「働くこと」が原因で様々な病気になってしまった患者さんがいるかもしれないということを少しでも分かってもらおうというコンセプトでお話することにしました。

渡辺さんからは、ご自身の体験に基づき、ご遺族としていかに過労死等の問題が深刻なもので



あるかを語って頂き、過労死等をなくさなければならぬという強いお気持ちを訴えて頂きました。生徒さん達も身につまされる思いで聞いていたように感じました。

続いて、私の方からは、過労死等がそう別世界のことでなく、誰にも起こりかねないものであることを伝えました。特に、看護師にかかる医労連の実態調査報告の例を挙げて、看護師の方達も過酷な時間外労働にさらされていることを、なるべく分かりやすくお話しするようにしました。その上で、過労死等を防ぐためには、どのようなルールが存在するかについて、難しい法律用語などは極力かみ砕いて伝え、ルールを覚える必要はないが、働く人の命と健康を守るルールがあるということだけは知っておいて欲しいということをお話ししました。そして、家族でも、友人でも、先生でも、辛い時は辛いと話せる、相談できる人

を作りたい、その上で、労働基準監督署などの行政機関、労働組合や弁護士、過労死を考える家族の会など、相談をすることができる機関があることは覚えておいて下さいとお話ししました。

皆さん、非常に過密な看護学校でのカリキュラムの中、この過労死等防止啓発授業を受けて頂きました。我々は2つのクラスで講師を務めました。2つ目のクラスは看護実習の合間での講義でした。疲れてしまい、十分に聞くことのできなかつた生徒さんもいたかもしれません。そもそも若い方達に、自分たちの問題として過労死等防止を考えて頂くことはなかなか難しいのかもしれませんが、それでも、繰り返し繰り返し伝えていくことで、きっと心に残るものがあるのではないのでしょうか。これからも、過労死を考える家族の方と共に、若い世代へ、過労死等をいかに防ぐかを伝えていきたいと考えております。

【⑥愛知】過労死防止啓発授業を終えて

名古屋過労死を考える家族の会 内野 博子

2023 年 12 月 7 日の午後、愛知県立刈谷東高等学校で行われた過労死防止啓発授業に当事者の体験談発言の講師として参加させていただきました。

2002 年 2 月 9 日に夫が会社で倒れて 30 才で亡くなってから 22 年が経ちました。久しぶりに体験談を話すという事で数日前から緊張していましたが、風の強い寒い日の体育館で、刈谷東高校の皆さんが真剣に話を聞いて下さりととても嬉しかったです。

夫が大好きな車の仕事に就いたこと。連続二交代勤務という 1 週間ずつ変わる不規則勤務で家族と過ごす時間が少なかったこと。いつも笑顔だった優しい人だったのに、休みがとれなくなり残業が増えて笑顔が少なくなっていたこと。工場で明け方に倒れた時、工場の救急車は脈もとれないまま病院に運んだこと。夫の頑張りを認めてもらうため、労災認定を求める裁判など何年も頑張ったこと、など取り留めなく話しました。

そして最後に「自分を守るためには、いろんな知識を得ておくことが大事。自分の考えを言うためには知識が必要。そのためには勉強が大事。」そんな事を伝えたつもりです。

後日送っていただいた生徒からのアンケートを読むと「旦那さんのために頑張ってます」と

素直に褒めてくれる言葉をはじめ、「大変な中で 2 人の子どもを育てあげてすごい」「旦那さん、天国で喜んでくれていると思う」の言葉にはこれまでの努力を認めてくれた気がして嬉し泣きました。

また、「自分も頑張れば報われるのかな」と信念を持つことの大事さに気づいてくれましたし、「お父さんに優しくしようと思った」と思いやりの気持ちも持ってくれました。そして、「調子が悪かったら無理しないようにしたい」「他人事じゃない」「勉強することは自分を守る事だから、勉強は大事」とちゃんと理解してくれた事も分かりました。

これが啓発授業の意味ですね。社会に出る前の若い子たちに話す事で、未来の危険を少しでも減らせるとしたら、とても重要な取り組みです。頑張ってお話して良かったと思います。

今年は夫の 23 回忌になります。当時 3 歳だった娘は 25 才になり、スポーツジムのインストラクターとして 3 年目。そして当時 1 才だった息子は 23 才になり就職 1 年目。慣れない営業の仕事や 1 年目ならではの雑用や職場の盛り上げ役などで忙しくしています。社会人になって過労の心配もありますが、2 人とも今は笑顔が溢れているので、まだ安心です。大事な家族が健康で明るく働いていけるように、見守っていきたく思います。

【⑦神奈川】平塚湘風高校での啓発授業

弁護士(神奈川) 青柳 拓真

2023 年 11 月 21 日、平塚松風高等学校で過労死啓発授業を実施する機会をいただきました。こちらの高校では前年に初めて授業を実施させていただきましたが、過労死問題含む労働問題に強い問題意識をお持ちの先生がいらっしゃることもあって、2 年連続で呼びいただくことができました。

今回はまだ働くことが少し遠くに感じられるであろう高校 1 年生が対象です。家族の会のご遺族と私とでタッグを組み、同日に 3 回 (1 回 50 分×3) 実施し、おおよそ 80 人くらいの生徒に話を聞いてもらうことができました。3 回に分けての授業ということで、講師の我々はへとへとになりましたが、生徒たちの間近で反応を見ながら話をすることができました。

授業では、まずご遺族から、過労死問題を自分事、決して別世界の人の問題ではないということを知ってもらうために、過労自死した息子さんの生い立ちや人となりをお話いただきました。その後、調査の結果分かった息子さんの業務実態や過労自死の原因 (長時間労働等) についてお話いただき、会社と交渉して再発防止に向けた取組をさせるに至るまでの経過についてご講演いただきました。次いで、私 (弁護士) から、「過労死・過労自死しないために」と題し、過労死・過労自死に関する客観的なデータ (労災認定数や国際的な労働時間の比較等) を紹介した上で、人間の心

身は様々な原因 (長時間労働、ハラスメント等) でダメージを負うことを伝えました。そして最後に、自分や自分の身の回りの人が困っていたらどうすべきか? という問いかけ、とにかくその場から離れて他人に相談をすることが一番大事である、と述べました。

私が最も熱を入れて話したのは、とにかく「自分の身は自分で守る」という意識を持つべきことについてです。働きだすと「うちの会社のルールはこうなっている」等と言われ、そういうものなのか、と思い込んでしまうことが多々あります。会社が言っているからと言って絶対に正しいというわけではないのだという意識は常に持っていてほしい、と話しました。

質問コーナーでは、「アルバイトをしていてシフトを勝手に取り消されてしまう」など、実体験に根差した質問がありました。既に決まっていたシフトであれば問題で、賃金請求ができるかもしれないという話をすると教室が大盛り上がり。やはり啓発授業においてはアルバイト等を絡めて話すことも重要です。

学生さんにとって、啓発授業が初めて過労死問題を身近に感じる機会であることは多々あります。少しずつこのような授業を行えることができる場を増やしていく先に過労死のない社会があると信じ、1 つ 1 つの授業を工夫していきたいと思えます。

【⑧大阪】過労死防止啓発授業を実施しました

弁護士(大阪) 川村 遼平

1 はじめに

2023 年 9 月 12 日・13 日の 2 日にわたり、大阪府立りんくう翔南高等学校の高校 3 年生を対象に 1 クラス 50 分・計 3 クラスの過労死防止啓発授業を実施してきました。

2 実施した授業の内容

はじめに、私が担当弁護士として取り組んだ過労死事件や大きく報道された過労死事件について、どんな背景で起きたのか、ご遺族から話を聞

いてどんなことを感じたのか、といった具体的な話をしました。

続いて、過労死とは何か、過労死が年間どのくらい発生しているのか、どのくらい働くと過労死のリスクが高まるのかといった話を説明しました。

最後に、過労死のない社会を実現するためにどんなことができるのか、私自身がどんなことに取り組んでいるのか、労働者一人一人にできること

はどんなことか、といった話をお話ししました。

3 授業の工夫や生徒の反応について

1 クラスあたりの授業時間が 50 分に限られているため、残念ながら、伝えたい内容を全て盛り込む余裕はありませんでした。そこで、できる限り関心を持ってもらうため、具体的な事件の話を多めに話しすることとしました。生徒の反応も、具体的な事例を紹介している場面が一番興味を持って聞いてくれたのではないかと感じています。

また、各クラスにアルバイトをしている生徒が数名いたため、その生徒にアルバイト先での働き方や店長の働き方について紹介してもらい、どういふ権利があるのか、どうしたらその権利を生か

すことができるのかを話しました。高校生を相手にした授業に不慣れなこともあり、十分うまくできたという実感はありませんが、なるべく対話の機会を増やすことで最後まで興味を持って聞いてもらえたのではないかと思います。

4 おわりに

かなり大きく報道された（と私が思っている）有名な過労死事件についても、生徒たちに聞いてみるとあまり知られていないようでした。こんな酷い事件が現代日本で実際に起きているんだと知ってもらっただけでも出張授業の意義は大きいと思いました。

【⑨福岡】初めての啓発授業

福岡過労死を考える家族の会 井上 美智子

夫が亡くなって 5 年半、2022 年 11 月に労災認定されました。

その後、福岡過労死を考える家族の会から啓発授業のお誘いがあり私の体験が、今から働く若い人たちの知識になるのであればと、参加することにしました。

2023 年に 3 回の啓発授業に参加させていただきました。

弁護士の方と二人一組での授業。対象はすべて大学生でした。

初めての啓発授業は、久留米工業大学。ほぼ全員就職が決まっている男性生徒のみなさん。何を話したらいいのか正直迷いました。どう話せば伝わるのだろうか。自分自身を大事にすることの大切さをわかってほしいという思いでお話をさせていただきました。

夫が就職し、働き始めからくも膜下出血で亡くなるまでの出来事、当時小学 1 年生だった娘の夫にあてた手紙、生後 10 ヶ月の娘のこと、労災認定までの事すべてお話ししました。

話した後は、生徒さんたちからの質問もあり、

真剣に聞いて考えてくれているんだと実感しました。

2 回目・3 回目は、西南女学院大学へ

女子大ということもあり、夫の過労死の話とともに女性ならではの結婚、出産、ライフプランについてもお話ししました。

命より大事な仕事はない！何においても自分を大事にしてほしいことをお話させていただきました。また夫が亡くなってからの、自分や子供たちの心の様子、グリーフケアが大事なことも話しました。

たくさんの感想をいただき、「過労死は知っていたけど実体験を聞いて、しっかり労働を学ぼうと思います」「自分を大事にしていきたいです」「自分の親が働き過ぎと思うので、話したいです」など過労死が実は身近に潜んでいることを感じとってもらえました。

とても貴重な体験をさせていただき、私も過労死を伝えていく大切さを学ばせていただきました。ありがとうございました。

【⑩福岡】労働者の権利学習を中心とした授業の実施

弁護士(福岡) 梶原 恒夫

私は、啓発授業においてパワーポイントは使用せず、約 20 頁のレジメを配布して、そのレジメの

ポイントを話すというスタイルをとっています。私の授業目的は、レジメを資料として持ち帰って

もらって、何か気になった時などにこれを見て自分にはどのような権利があるかを確認して、そして実際に権利行使してもらうことに置いています。すなわち、受講者が将来自分の働く労働現場で役に立つ資料をお渡しすることが目的です。そもそもレジメを家に持って帰って読み返したりしてくれるかどうか分かりませんし、果たして働

くようになる時点まで手元に置いておいてくれるか、となると殆ど期待できませんが、その僅かな可能性に賭けています。

レジメに記載する主な項目を列挙すると、概略、下記のとおりです。この内容を僅か数十分で話し、理解してもらうことは当然できません。レジメで復習していただくことが前提となった授業です。

はじめに 「労働者の権利」はとても大切な基本的人権

「人間らしく働けること」、ディーセントワーク (decent work) が不可欠であること
日本の労働現場の厳しい現実—解決のカギを握るのは「労働者の権利」

第1 「労働者」の定義

第2 そもそも「労働条件」はどのようにして決まるのか

1 労働契約、就業規則、労働協約の関係

(1) 労働関係の基礎としての「労働契約」

(2) 就業規則 (3) 労働協約

2 就業規則の「不利益変更」について —労働条件の切り下げに対抗するための基礎知識

(1) 同意なき不利益変更は無効であるのが原則であること

(2) 就業規則の不利益変更が認められるための要件

第3 労働組合の基本的権利

第4 賃金に関する基礎的事項

第5 労働時間に関する基礎的事項

1 長時間労働がもたらすもの

過重労働（長時間労働）と労働者の健康との関係

メンタルヘルス不調ないし精神障害と過重労働

脳・心臓疾患等と過重労働

過重労働と労働者の健康に関する今日の医学的知見や経験則

2 労働時間に関する基本概念の整理

3 実労働時間はどのように判断されるか（判断基準）

4 残業代請求権の発生

5 割増賃金とその計算

第6 職場内のトラブルについての対応

1 職場での人格権侵害（いじめ、パワハラ、セクハラ）

2 仕事上のミスを理由に会社から損害賠償請求をされた場合

第7 退職・解雇についての基礎知識

1 退職強要への対処法

2 辞職（退職）の自由について

3 「解雇権濫用法理」について—労働契約法16条

4 労働契約法16条の他に解雇禁止を定めた規定—特別の事由による解雇制限

第8 有期労働契約に関する基礎知識

編集後記

今号も、全国の皆様から、大変お忙しい中、原稿をお寄せいただきました。今年度も、全国センターの皆様のご尽力により、各地で啓発シンポジウムや啓発授業が実施できていることが実感できました。2024年も、全国の活動を盛り上げていければと思います。（紙面がギリギリのため、3行で失礼いたします。）

弁護士（大阪） 清水 亮宏